

『桃山法学』投稿規程

1. 『桃山法学』（以下「機関誌」と略す。）は、定期刊行物であり、年2回発行する。
2. 編集委員会は、桃山学院大学法学会（以下「本学会」と略す。）会長および編集担当理事2名によって構成する。編集委員長は会長とする。
3. 編集委員会は、投稿された原稿を審査するため、本学会の会員からレフリーを若干名指名することができる。
4. 本誌に投稿できる者は、本学会の会員とする。ただし、編集委員会は、非会員の投稿を認めることができる。
5. 投稿は、「論文」、「判例研究」、「研究ノート」、「資料」、「翻訳」、「書評」「その他」に類別する。ただし、編集委員会は類別を変更することができる。
6. 投稿の分量は、原則として「論文」が28,000字（欧文の場合は14,000語）、それ以外の分類は14,000字（欧文の場合は7,000語）を基準とする。
7. 機関誌への投稿は、法学およびその関連領域に関するもので、未発表の原稿とする。
8. 投稿の掲載の可否は、編集委員会およびレフリーの合議で決定する。
9. 投稿は原則として横書きとし、完成原稿を提出しなければならない。
10. 英語その他の外国語による原稿は、タイプ打ちまたは活字体で提出しなければならない。
11. 投稿原稿には欧文タイトルを別記する。「論文」には400語以内の欧文抄録を添付することができる。
12. 「論文」、「判例研究」、「研究ノート」には、和文または欧文によるキーワードを5語以内で記す。
13. 投稿者による校正は三校までとし、定められた期日までに校正原稿を編集責任者へ返却しなければならない。
14. 本誌に掲載された論文等の著作権のうち「複製権」と「公衆送信権」の行使は、桃山学院大学総合研究所に委託する。
15. 本誌に掲載された論文等については、桃山学院大学学術機関リポジトリに公開することを原則とする。

付則

この規程は、2002年6月19日より施行する。

この規程は、2003年10月22日より一部改訂施行する。

この規程は、2011年10月1日より一部改訂施行する。